答 弁 第 五 八 号令和五年五月十二日受領

内閣衆質二一一第五八号

令和五年五月十二日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆 議 院 議 長 細 田 博 之 殿

衆議院議員福田昭夫君提出デジタル庁が調達した省庁業務サービスGクラウドの現状に関する質問に対

別紙答弁書を送付する。

衆議院議員福田昭夫君提出デジタル庁が調達した省庁業務サービスGクラウドの現状に関する質問に

対する答弁書

一について

お尋ね 0 「運用を開始しているのか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、 御指摘の

 \mathcal{O} 四社」については、 日本国内にデータセンターを設置し、稼働させているところである。

二について

お尋ねの 「省庁業務サービスGクラウドは、省庁ごとにどのようなサービスに使用しているのか」 の意

味するところが必ずしも明らかではないが、これが「デジタル庁におけるガバメントクラウド整備 \mathcal{O} ため

のクラウドサービスの提供 一令和五年度一」に係る契約の契約相手先企業であるクラウドサービス提供事

等所管ごとの行政サービスについてのお尋ねであれば、これを各府省等所管ごとにお示しすると、 業者が当該契約に基づいて提供するクラウド(以下「ガバメントクラウド」という。)を利用する各府省 次のと

おりである。

デジタル庁所管 政府共通決済基盤、 デジタル推進委員ポータル、 公金受取口座の登録等及びワクチン

接種記録システムの広報に関するウェブページ

農林水産省所管 農業研究見える化システム (アグリサーチャー)

また、 お尋ねの「それらのサービスごと」の「業務委託料」の意味するところが必ずしも明らかではな

いが、これが各府省等がガバメントクラウドを利用して実施する行政サービスごとに業務委託を行う場合

の委託先事業者に対して支払った委託料を意味するのであれば、これを各府省等所管ごとにお示しすると、

次のとおりである。

デジタル庁所管 デジタル推進委員ポータル 千三百九十七万二千二百円

農林水産省所管 農業研究見える化システム(アグリサーチャー) 三千三百万円